

最低賃金専門部会について

- 国土交通大臣又は地方運輸局長等は、交通政策審議会又は地方交通審議会の調査審議を経て、船員に適用される特定最低賃金を決定（最低賃金法第35条第3項）
- 本年度については、特定最低賃金が設定されている4業種（内航、旅客、遠洋まぐろ、大型いか釣り）全てについて、公労使委員(各2名)からなる専門部会を設置
なお、漁業（大型いか釣り）最低賃金専門部会については審議終了

